都道府県医療審議会の概要

1 設置の根拠等

(1) 医療法第72条

この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に都道府県医療審議会を置く。

(2) 医療法第72条第2項

都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

2 委員の構成等

(1) 委員の数 医療審議会は、委員30人以内で組織する。

(医療法施行令第5条の16)

(2) 委員の構成 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験

のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

(医療法施行令第5条の17第1項) (3)委員の任期 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間

> とする。 (医療法施行令第5条の17第2項)

(4) 会長の選任 会長は、委員の互選により定める。

(医療法施行令第5条の18第2項)

3 所堂事務

所 塣事務	
	都道府県医療審議会
医療計画等	(1)公的病院の開設・増床等に係る不許可処分を行う場合の意見聴取 (第7条の2第6項)
	(2) 医療計画を定め、又は変更しようとするときの意見聴取 (第30条の4第15項)
	(3) 民間病院の開設・増床等に関して勧告するときの意見聴取 (第30条の11)
	(4) 地域医療支援病院を承認しようとするときの意見聴取 (第4条第2項)
医療法人	(1) 医療法人の設立の認可又は不認可の処分を行う場合の意見聴取 (第45条第2項)
	(2) 社団たる医療法人の解散の認可又は不認可の処分を行う場合の意見聴取 (第55条第7項)
	(3) 医療法人の合併の認可又は不認可の処分を行う場合の意見聴取 (第58条の2第5項)
	(4) 医療法人の分割の認可又は不認可の処分を行う場合の意見聴取 (第60条の3第5項)
	(5) 医療法人の業務停止命令、役員の解任勧告を行う場合の意見聴取 (第64条第3項)
	(6) 医療法人の設立認可取消処分を行う場合の意見聴取 (第66条第2項)
	(7) 地域医療連携推進法人に関する諸手続の認可又は不認可等の処分を行う場合の意見聴取
	(第70条の3第2項 ほか)

4 部会の設置

- (1)設置の根拠・所掌事務 [医療法施行令第5条の21第1項] 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- (2) 委員の選任 [医療法施行令第5条の21第2項] 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- (3) 部会の決議の効力 [医療法施行令第5条の21第4項] 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。